

山形市法定外公共物の管理に関する条例新旧対照表

都市整備部 道路維持課

改正後			改正前			
別表（第11条関係）			別表（第11条関係）			
占用物件	単位	占用料（円）	占用物件	単位	占用料（円）	
第1種電柱	1本につき1年	<u>570</u>	第1種電柱	1本につき1年	<u>510</u>	
第2種電柱		<u>870</u>	第2種電柱		<u>790</u>	
第3種電柱		<u>1,200</u>	第3種電柱		<u>1,100</u>	
第1種電話柱		<u>510</u>	第1種電話柱		<u>460</u>	
第2種電話柱		<u>810</u>	第2種電話柱		<u>730</u>	
第3種電話柱		<u>1,100</u>	第3種電話柱		<u>1,000</u>	
広告塔又は看板	表示面積1平方メートルにつき1年	<u>1,800</u>	広告塔又は看板	表示面積1平方メートルにつき1年	<u>1,900</u>	
管類	外径が0.07メートル未満のもの	長さ1メートルにつき1年	管類	外径が0.07メートル未満のもの	長さ1メートルにつき1年	<u>19</u>
	外径が0.07メートル以上0.1メートル未満のもの			外径が0.07メートル以上0.1メートル未満のもの		<u>27</u>
	外径が0.1メートル以上0.15メートル未満のもの			外径が0.1メートル以上0.15メートル未満のもの		<u>41</u>
	外径が0.15メートル以上0.2メートル未満のもの			外径が0.15メートル以上0.2メートル未満のもの		<u>55</u>
	外径が0.2メートル以上0.3メートル未満のもの			外径が0.2メートル以上0.3メートル未満のもの		<u>82</u>
	外径が0.3メートル以上0.4メートル未満のもの		<u>120</u>	外径が0.3メートル以上0.4メートル未満のもの		<u>110</u>
	外径が0.4メートル以上		<u>210</u>	外径が0.4メートル以上		<u>190</u>

改正後				改正前			
	0.7メートル未満のもの				0.7メートル未満のもの		
	外径が0.7メートル以上1メートル未満のもの		<u>300</u>		外径が0.7メートル以上1メートル未満のもの		<u>270</u>
	外径が1メートル以上のもの		<u>610</u>		外径が1メートル以上のもの		<u>550</u>
橋	占有面積1平方メートル		70	橋	占有面積1平方メートル		70
その他工作物	につき1年		120	その他工作物	につき1年		120
備考 ー略ー				備考 ー略ー			